

障害年金（障害一時金）

1 概 説

旧軍人、軍属、準軍属が公務上の傷病にかかり、これにより、現在、一定程度以上の障害を有する場合に支給される年金（一時金）です。

旧軍人については、原則として恩給法で処遇されているので、軍属、準軍属が主たる支給対象者になります。（昭和27年法律第127号「戦傷病者戦没者遺族等援護法」）

2 支給事由

(1) 障害の程度等

旧軍人、軍属、準軍属が、在職期間内（業務中）の公務遂行と相当因果関係にある傷病（公務傷病）や事変地・戦地での故意又は重過失によることが明らかでない傷病（みなし公務傷病）により、現在の恩給法別表第1号表の3に規定する第5款症以上の障害にある場合に支給されます。

(2) 年金額

障害程度別の基本年額に扶養親族加給や特別加給（特別項症～第2項症）が加算されます。

(3) 有期の障害年金

将来障害の状態が軽快することが予想される場合は、5年以内の期限を付した障害年金が支給されます。

なお、支給終了年月の6か月前から継続支給の請求を行うことができます。

(4) 障害程度の変更

障害の程度が重くなったときは、障害年金の額が増額されることがありますが、逆に、軽くなったときは、年金の額が減額又は失権することがあります。

(5) 障害一時金

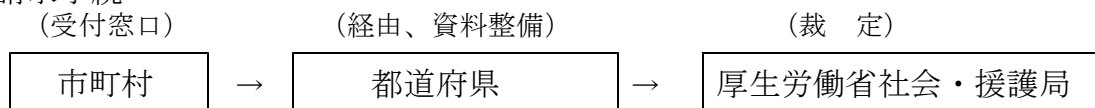
障害年金に代えて障害一時金を選択することができますが、選択できるのは障害の程度が第1款症から第5款症の者に限られています。

3 受給者

本人	〔 扶養親族 加 給	特別項症～第1款症・・・配偶者、子、父母、孫、祖父母
		第2款症～第5款症・・・妻のみ

4 受給手続等

(1) 請求手続



(2) 裁定と支給

厚生労働省（裁定庁）では、受給権があると認めたときは、請求者に裁定通知書及び障害年金証書を交付しますが、受給権がないと認めたときは理由をつけてその旨を通知することになります。

年金は毎年、4月・7月・10月・1月（特例措置で12月）の4期に分けて、その月の前月までの分が受給者の指定した郵便局で支払われます。払渡開始日は6日です。支払通知書は、預入払（通帳振込）の受給者には年1回、現金での受給者には年4回送付されます。